**今、求められる学校安全の充実に向けて**

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育調査官　森本　晋也

１　はじめに

　令和元年度は、園外保育活動で移動中の園児が交通事故に巻き込まれる事案をはじめ、スクールバスを待っていた児童が殺傷される事案が発生した。これらの事案に対して、政府においては、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」（令和元年６月１８日）及び「犯罪対策閣僚会議」（令和元年６月２５日）で対策が検討され、文部科学省をはじめ各府省庁の連携の下で取組が行われているところである。

また、本年度は、台風第１５号・第１９号等の気象災害による甚大な被害も発生した。自然災害については、東日本大震災以降、火山の噴火や熊本地震（平成２８年）、大阪北部地震（平成３０年）、北海道胆振東部地震（平成３０年）等各地で地震が発生し、平成２９年７月九州北部豪雨や平成３０年７月豪雨など、台風や大雨による災害も毎年発生している。それまで災害経験の少なかった地域でも被害を受けるなど、自然災害は日本中どこでも発生する可能性がある。さらに、学校管理下における幼児、児童生徒等（以下、児童生徒等）の事故に関して、熱中症や重大事故等も発生している。

そして、今後懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、全国各地で発生している自然災害の現況、交通事故や犯罪等の社会情勢の変化など、新たな課題も顕在化、深刻化が懸念されている。加えて、スマートフォンやＳＮＳの利用を巡るトラブルなど従来想定されなかった新たな危機事象も発生している。

このような状況において、学校・家庭・地域・関係機関が連携して幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の命を守るとともに、全ての児童生徒等に安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す学校安全の充実が求められている。

２　学校安全の現状と課題

　学校安全のねらいは、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることである。学校安全の領域は、「生活安全」「交通安全」「災害安全」（防災と同義、以下同じ）の３つの領域があげられ、加えて先述の新たな危機事象への対応も求められている。そして学校安全の活動は、安全教育と安全管理、両者の活動を円滑に進めるための組織活動という３つの主要な活動から構成されている。

　学校における安全の取組は、学校保健安全法に基づき、学校安全計画や危機管理マニュアルの作成、安全点検や危機発生時に備えた訓練の実施、保護者や地域社会との連携により推進されてきた。特に東日本大震災以降、防災教育を中心とした安全教育の充実が図られた。また、登下校中の交通事故や犯罪被害防止のために、学校・教育委員会・道路管理者・警察等による通学路の合同点検や見守り活動等、安全上の課題に応じた対策が推進されてきた。

　一方、学校安全に関する課題もある。例えば、災害共済給付の給付件数や給付金額が上昇している高等学校における事故原因を明らかにして、対策を講じていくことがあげられる。また、近年の児童等の尊い命を奪う交通事故や犯罪被害の発生に対しては、見守りの目を増やし、地域社会全体での連携体制の強化を図り、通学路の安全確保を図っていくこと等があげられる。

　これらの取組においては、安全管理とともに、児童生徒等に、自らの命を守り抜くために必要な力を身に付けさせていく安全教育の充実を図ることが重要である。そして、学校安全に対する意識や取組においては、地域や学校、教職員による差がある状況であり、全ての地域や学校における取組の充実を図っていく必要がある。

３　第２次学校安全の推進に関する計画と新学習指導要領について

　学校保健安全法（第３条）に基づき、平成２９年３月２４日に、「第２次学校安全の推進に関する計画」（以下「第２次計画」）が閣議決定された。第２次計画において、児童生徒等の安全を取り巻く状況を踏まえ、目指すべき姿として、次の２点が掲げられた。

|  |
| --- |
| ①　全ての児童生徒等が安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す②　学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとことを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す |

この目指すべき姿の実現のために、５つの推進方策の柱（①学校安全に関する組織的取組の推進、②安全に関する教育の充実、③学校の施設及び設備の整備充実、④学校安全に関するＰＤＣＡサイクルの確立を通じた事故等の防止、⑤家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進）と１２の施策目標を設定し、国・学校設置者・学校等が具体的取組を推進することとしている。

「安全に関する教育の充実方策」では、児童生徒等が安全に関して主体的に行動する態度を身に付けるためには、学校における安全教育の質・量の両面での充実が不可欠である。このため、全ての学校において、学校安全計画に安全教育の目標を位置付け、これに基づいて、カリキュラム・マネジメントの確立と主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善により、系統的・体系的で実践的な安全教育を実施することが述べられている。

|  |
| --- |
| ○施策目標５　全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。○施策目標６全ての学校において、自校の安全教育の充実の観点から、その取組を評価・検証し、学校安全計画の改善を行う。 |

　また、平成２９年３月３１日、公示された「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」平成３０年３月３１日に公示された「高等学校学習指導要領」（以下「新学習指導要領」）の「総則」において、安全について次のように記載されている。

|  |
| --- |
| ・　学校における体育・健康に関する指導を、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、安全な生活の実現を目指した教育の充実に努めること。・　安全に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。・　それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるように配慮すること。・　教育課程の編成及び実施に当たっては、…学校安全計画…など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。 |

さらに、各教科等の内容においても、防災を中心に安全教育に係る具体的な記述が充実されている。

４　これからの安全教育

　平成３１年３月３１日に、学校の安全を新たな状況を踏まえつつ、第２次計画及び学習指導要領の改訂に対応して、学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（以下「生きる力」という。）が改訂された。「生きる力」の改訂のポイントは、資料１の通りである。ここでは「生きる力」から、主として安全教育に関わる内容について紹介する。

(1)　安全教育の目標について

　安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指すことである。

|  |
| --- |
| ○　様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。（知識・技能）○　自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。（思考力・判断力・表現力等）○　安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。（学びに向かう力・人間性等） |

　各学校においては、これを踏まえ、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、目標や重点の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。なお、安全に関する資質・能力は、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つの例として中央教育審議会答申で示されている。

(2)　教育課程における安全教育

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒との実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要である。（資料２参照）具体的には、各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められる。その際、家庭や地域社会との連携及び校種間の連携に配慮することが重要である。

また、教育課程の編成にあたっては、学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して作成した表が小・中学校学習指導要領解説総則編の付録に掲載されているので参考にしていただきたい。

さらに、児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくなど、カリキュラム・マネジメントの確立を通じて地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが求められる。

 (3)　安全教育の基本的な進め方

　安全教育は、前述のとおり、学校の教育活動全体を通じて行われるものである。安全教育の目標を実現するため、各学校で児童生徒等に育成を目指す資質・能力等の基本的な方針を明らかにし、様々な機会における指導を密接に関連付け、教職員の共通理解を図るとともに、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備し、意図的、計画的に推進する必要がある。

　また、安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなど、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等の安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要である。

【資料１】「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育の改訂のポイント

　さらに、安全教育と安全管理は、密接に関連させて進めていく必要がある。例えば、小学校低学年で、安全についてのきまり・約束事を設定することは、個人の思考・判断を補う上で効果的である。安全教育で身に付けた力を活用することによって、より安全な環境づくりを推進していくとともに、安全教育で身に付けた力を活用することによって児童生徒等自身が安全な行動を実践していくことで、学校安全の効果をより一層高めることが可能となる。

(4)　安全教育の評価の方法

　安全教育を評価する方法としては、質問紙法、面接法、観察法などが用いられる。また、ポートフォリオや作文、レポート、作品、話し合いなど多様な活動を評価の対象とすることもできる。質問紙法や面接法は、安全教育によって児童生徒等が身に付けた知識や態度を把握する上では最も一般的な方法である。しかし、質問の内容の妥当性・信頼性について検討する必要があり、また、回答は児童生徒等の主観的なものになりがちである。一方観察法は、特に児童生徒等の実際の行動等を調べる上で有効な方法である。また、質問紙調査が難しい年少者に対しても使用することが可能である。しかし、観察したときの行動が、その児童生徒等の行動全体を表しているかなどの問題点もある。このようにそれぞれの評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、多面的・多角的な評価を進めていくことが必要である。児童生徒等だけではなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重である。

　また、評価にあたっては、いわゆる評価のための評価におわることなく、教師が児童生徒等のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒等が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切である。

【資料２】「安全教育の進め方」について

５　安全管理と組織活動

　学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するととともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。安全管理は、立地を含む学校環境や児童生徒等の状況は大きく異なる点もあるため、それぞれの学校や地域の実情に応じた管理が不可欠である。

また、全ての学校及び教職員は、日頃から積極的に安全管理に取り組む体制を整備するとともに、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通して危険な箇所や場面を抽出・分析・整理し、ＰＤＣＡサイクルの中で、改善を重ねていくこと、実際の事故発生時の対応手順や体制についてあらかじめ十分準備しておくことが重要である。事故等については、必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげることが重要である。

さらに、安全管理は、安全教育と一体的な活動を展開にすることによって、初めて学校における安全が確保できるため、学校安全計画や危機管理マニュアル作成時には十分留意し、実効的なものとする必要がある。

そして、安全管理と安全教育を一体的にすすめるには、２つの活動を相互に関連付けて組織的に行うことが必要である。そのためには、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員の役割を明確化し、当該教職員を中心として、全ての教職員がそれぞれ果たすべき役割を踏まえて一体となって取り組むことが重要である。また、安全上の課題が複雑化・多様化する中で、学校等で全てを担うことは困難であること、児童生徒等が事故等に遭遇するのは学校だけではないこと等から、家庭・地域・関係機関との連携が不可欠である。学校安全推進ための連携体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担して取り組むことが必要である。

６　おわりに

　安全な社会を実現することは、全ての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことである。安全教育は、子供たちの生涯にわたる安全に関する資質・能力の基礎を培うものであることに加え、安全に関する資質・能力を身に付けた子供たちが社会人となり、様々な場面での活躍を通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与されることが期待される。安全教育は、次代の「安全文化」を創造するという意義も担っている。

　児童生徒等の命を守り、質の高い安全教育を行っていくためには、教職員をはじめ、家庭や地域住民、教育行政、関係機関の職員が、学校安全の意義や必要性を理解して取り組んでいくことが必要である。

【学校安全ポータルサイトの活用について】

文部科学省では、学校安全に関する参考資料や様々な情報の一層の活用を促進するために、学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」を開設・運用している（URL　：https://anzenkyouiku.mext.go.jp/）。ぜひ学校安全の充実に役立てていただきたい。